

美しい河南町基本条例

平成27年

4月1日スタート！



河南町は、本町に関係するすべてのひとの協働により、

「美しい山々がそびえ 美しい川が流れ 美しい心が集うまち」を築くため、「美しい河南町基本条例」

を制定しました。この条例の中で、町や住民の皆さん、事業者さん等それぞれの役割を定め、

環境保全や景観形成についての施策を推進し、美しい河南町を形成することを目的としています。

（前文）

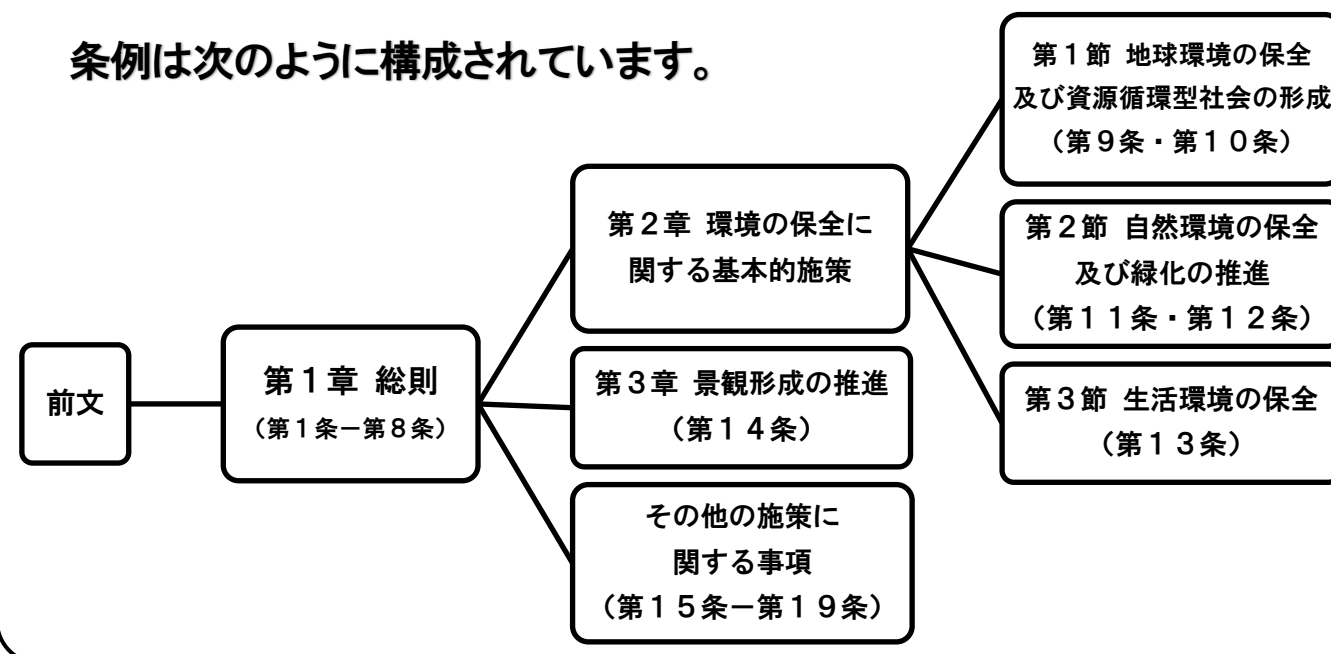
私たちのふるさと河南町は、金剛・葛城の山並みと田園風景が広がる豊かな緑に恵まれ、水越川や梅川等の清らかな流れに育まれた、潤いと安らぎのある自然豊かなまちです。

しかしながら、近年の資源・エネルギーの大量消費及び廃棄物の大量発生を伴う社会経済活動や都市化の進展は、生活環境や生態系にまで変化をもたらし、環境への負荷を著しく増大させています。更に、私たちの共通の財産である原風景や里山が失われていくなど私たちを取り巻く環境や景観が大きく変化しつつあります。

先人が守り育ててきたこの緑豊かな美しい河南町を次世代に継承することは、今に生きる私たちの重要な責務であります。

ここに、河南町に関係するすべてのひとの協働により「**美しい山々がそびえ 美しい川が流れ 美しい心が集うまち**」を築くため、この条例を制定します。

条例は次のように構成されています。



良好な環境・景観を確保し、
次世代に継承していくこと

環境への負荷が少ない持続的な
発展が可能な社会を構築すること

環境保全及び景観形成の基本理念

自然と人とが共生し、
かつ快適に暮らせること

すべての事業活動・日常生活において
施策を積極的に進めること



美しいまちづくりを推進するために



町の役割

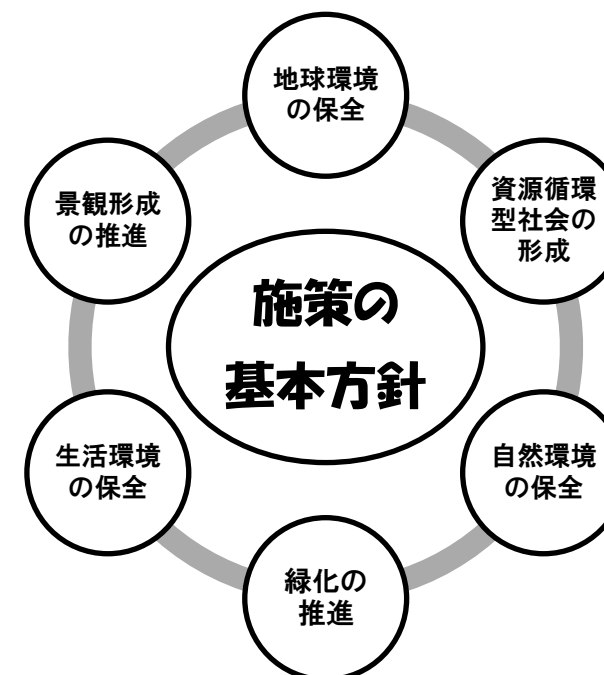
- ・環境保全・景観形成を図るための施策を策定し実施します。
- ・施策を実施するときは、住民の皆さんや事業者さん等との連携及び協力体制の構築に努めます。

住民の皆さんの役割

- ・日常生活において、環境への配慮に努めましょう。
- ・環境保全・景観形成に自ら努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めましょう。

事業者さん等の役割

- ・事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止しましょう。
- ・事業活動によって生ずる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずるよう努めましょう。
- ・環境保全・景観形成に努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めましょう。



個別の施策は、
「美しい河南町環境条例」で
定めています。
詳しくは裏面をご覧ください。



美しい河南町環境条例

この条例は、「美しい河南町基本条例」の基本理念にのっとり、住民の皆さんが快適に過ごすことのできるよう、公害の防止その他の生活環境の保全に関する施策について必要な事項を定めています。

◆ 公害の定義

公害とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、その他環境保全に支障を及ぼすことによって人の健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいいます。

◆ 事業者等の責務

- 事業者等は環境美化活動の推進に努めてください。
- 万が一公害が発生した場合、事業者等の負担と責任においてしっかりと措置を講じてください。
- 事業者等は、公害関係法等の規定に違反していない場合においても、その事業活動に伴い、生活環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めてください。
- 普段から環境の保全に関する取組状況など近隣住民とのコミュニケーションに努め、良好な関係を築くことに努めてください。

◆ 美しい河南町推進月間

毎年9月を「美しい河南町推進月間」と定め、この月を中心に町、住民の皆さん、事業者さん等が一体となって、町内の一斉清掃やかなん環境フェアなどの環境保全の取り組み等、美しいまちづくりに関する啓発活動を行います。

◆ 地球温暖化防止活動推進員

- 地球温暖化防止に関する必要な施策を実施し推進するために、「地球温暖化防止活動推進員」を設置します。
- 推進員は、町長が委嘱し、町が実施する地球温暖化防止に関する事業に参加・協力し、啓発活動を行います。

◆ 守りたい野生生物

- 町長は、町内に生息し、又は生息する野生生物のうち、特に保護する必要があると認めるものを、「守りたい野生生物」として指定することができます。
- 「守りたい野生生物」に指定された生物は、捕獲し、採取し、殺傷し、又は損傷してはいけません。

◆ 緑化の推進・かなん桜プロジェクト



- 樹木等の植栽については、環境保全・景観形成に配慮した緑化の推進に努めましょう。
- 「かなん桜プロジェクト推進会議」を設置し、町の木であるかなんの「さくら」を町内外に発信するプロジェクトを推進します。

◆ その他の施策

空き缶及び吸い殻等のポイ捨て禁止

- ・公共の場所において、みだりに空き缶及び吸い殻等のポイ捨てをしてはなりません。

落書きの禁止

- ・公共の建物・工作物等に落書きをしてはなりません。

飼い犬の管理等

- ・飼い犬のふんは回収し、公共の場所に放置してはなりません。

空き地等の管理

- ・空き地等に雑草が繁茂しないよう、所有者等は適正に管理しなければなりません。

土壌検査等の報告

- ・埋立等を行おうとする者は、定期的に土壌検査・水質検査を実施し、町に報告しなければなりません。

美しいまちづくりの推進にご協力ください。



【条例に関するお問い合わせ先】

河南町 まち創造部 都市環境課

電話：0721-93-2500（内線272）

FAX：0721-93-4691

E-mail：toshikankyou@town.kanan.osaka.jp